

## ◇きたふく小規模多機能「自悠の庵」幸神 料金表◇

## 【法定給付サービス分】

## 《小規模多機能居宅介護費》

サービス提供時間 事業所区分・要介護度		基本単位数	利用料 (円)	利用者負担額 (円)		
				1割負担	2割負担	3割負担
同一 建物 以外	要介護1	10,458	106,357	10,636	21,272	31,908
	要介護2	15,370	156,312	15,632	31,263	46,894
	要介護3	22,359	227,391	22,740	45,479	68,218
	要介護4	24,677	250,965	25,097	50,193	75,290
	要介護5	27,209	276,715	27,672	55,343	83,015

サービス提供時間 事業所区分・要介護度		基本単位数	利用料 (円)	利用者負担額 (円)		
				1割負担	2割負担	3割負担
短期 利用	要介護1	572	5,817	582	1,164	1,746
	要介護2	640	6,508	651	1,302	1,953
	要介護3	709	7,210	721	1,442	2,163
	要介護4	777	7,902	791	1,581	2,371
	要介護5	843	8,573	858	1,715	2,572

## 《介護予防小規模多機能型居宅介護費》

サービス提供時間 事業所区分・要介護度		基本単位数	利用料 (円)	利用者負担額 (円)		
				1割負担	2割負担	3割負担
同一 建物 以外	要支援1	3,450	35,086	3,509	7,018	10,526
	要支援2	6,972	70,905	7,091	14,181	21,272

サービス提供時間 事業所区分・要介護度		基本単位数	利用料 (円)	利用者負担額 (円)		
				1割負担	2割負担	3割負担
短期 利用	要支援1	424	4,312	432	863	1,294
	要支援2	531	5,400	540	1,080	1,620

※ 月途中から登録した場合、又は月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。

※ 登録日とは利用者と事業者が契約を締結した日ではなく、サービスを実際に利用開始した日を言います。

※ 登録終了日とは利用者と事業者の利用契約を終了した日を言います。

※ 小規模多機能型居宅介護費（同一建物・同一建物以外）について、指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスの算定月における提供回数について、登録者1人当たり平均回数が、週4回に満たない場合には、70/100に相当する単位数を算定します。

## (2) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本単位	利用料 (円)	利用者負担額 (円)			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
初期加算	30	305	31	61	92	1日につき
認知症加算(Ⅲ)★	760	7,729	773	1,546	2,319	1月につき
認知症加算(Ⅳ)★	460	4,678	468	936	1,404	1月につき
若年性認知症利用者受入加算	800	8,136	814	1,628	2,441	1月につき
看護職員配置加算(Ⅰ)★	900	9,153	916	1,831	2,746	1月につき
訪問体制強化加算★	1,000	10,170	1,017	2,034	3,051	1月につき
総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)	1,200	12,204	1,221	2,441	3,662	1月につき
科学的介護推進体制加算	40	406	41	82	122	1月につき
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	750	7,627	763	1,526	2,289	1月につき (小規模多機能型居宅介護費を算定の場合)
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	25	254	26	51	77	1日につき (短期利用居宅介護費を算定の場合)
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数 の 149/1000	左記の単位数 × 地域区分	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	基本サービス費に各種加算減算を加えた 総単位数 (所定単位数)

---

※ ★については、介護予防小規模多機能型居宅介護での算定はありません。

※ 初期加算は、当事業所に登録した日から30日以内の期間について算定します。

※ 若年性認知症利用者受入加算は、若年性認知症（40歳から64歳まで）の利用者を対象に指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定します。

※ 看護職員配置加算は、看護職員について手厚い人員体制をとっている場合に算定します。

※ 訪問体制強化加算は、登録者の居宅における生活を継続するための指定小規模多機能型居宅介護の提供体制を強化した場合に算定します。

※ 総合マネジメント体制強化加算は、利用者の状況の変化に応じ多職種共同で（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画を見直し、地域の病院、診療所等他の関係施設に対して当事業所が提供できるサービスの具体的な内容に関して情報提供を行っている場合（Ⅱ）を算定します。

（Ⅰ）を算定する場合は上記条件と併せ、以下の要件を事業所ごとの特性に応じて1つ以上実施しています。

- ・ 障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流を行っている
- ・ 地域住民等、他事業所等と協働で事例検討会、研修会等を実施している
- ・ 市町村が実施する通いの場や在宅医療・介護連携推進事業などの地域支援事業などに参加している
- ・ 地域住民および利用者の住まいに関する相談に応じ、必要な支援を行っている

※ 科学的介護推進体制加算は、利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を（介護予防）小規模多機能型居宅介護の適切かつ有効な提供に活用している場合に、算定します。

※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た事業所が、利用者に対して（介護予防）小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定します。

※ 介護職員等特定処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員等特定処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。

地域区分別の単価（7級地 10.17円）を含んでいます。